

◎新潟県告示第1156号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年10月22日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	こども発達支援所はる	村上市羽黒町11番23号	一般社団法人 Natural	令和3年 3月31日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支援				
居宅訪問型児童発達支援				
共生型放課後等デイサービス	あさひナーシングセンター	三条市西裏館3丁目6番54号	社会福祉法人あさひ 共生福祉会	令和3年 9月30日